

第 4 6 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 4 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 6 8」を「1 0 0 分の 8 0」に、「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 5 3」に改め、同項第 2 号中「2 万 7, 6 0 0 円」を「3 万 1, 2 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 7」に改める。

第 1 5 条の 8 中「4 7 万円」を「5 0 万円」に改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 6」を「1 0 0 分の 2 3」に、「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 5 3」に改め、同項第 2 号中「9, 6 0 0 円」を「8, 7 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 7」に改める。

第 1 5 条の 1 6 中「1 2 万円」を「1 3 万円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 9」を「1 0 0 分の 2 0」に改め、同項第 2 号中「1 万 1, 1 0 0 円」を「1 万 2, 0 0 0 円」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合」を「1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった」に、「場合における」を「場合又は法施行令第 2 9 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における」に、「) 又は 1 世帯」を「）、1 世帯」に、「なくなった日」を「なくなった日又は特例対象被保険者等となった日」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号中「地方税法第703条の5第1項」を「地方税法第703条の5」に改め、同号ア中「1万9,320円」を「2万1,840円」に改め、同号イ中「6,720円」を「6,090円」に改め、同号ウ中「7,770円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に定める額」を「24万5,000円」に改め、同号ア中「1万3,800円」を「1万5,600円」に改め、同号イ中「4,800円」を「4,350円」に改め、同号ウ中「5,550円」を「6,000円」に改め、同条第3号中「地方税法施行令第56条の89第4項に定める額」を「35万円」に改め、同号ア中「5,520円」を「6,240円」に改め、同号イ中「1,920円」を「1,740円」に改め、同号ウ中「2,220円」を「2,400円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額（特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

第 2 4 条の 2 を次のように改める。

(保険料に関する申告)

第 2 4 条の 2 保険料の納付義務者は、4 月 1 5 日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合は、当該納付義務が発生した日から 1 5 日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき、地方税法第 3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書が区長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合は、この限りでない。

第 2 4 条の 4 を次のように改める。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第 2 4 条の 4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 5 0 年労働省令第 3 号)第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附則第 3 条中「所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)」を「所得税法」に、「地方税法第 7 0 3 条の 5 第 1 項」を「地方税法第 7 0 3 条の 5」に、「算定した総所得金額、」を「算定した総所得金額」に、「控除した額)、」を「控除した額)」に、「「同法」を「同条第 1 号中「同法」に改める。

附則第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第12条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者(」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第15条の4第1項、第15条の8、第15条の12第1項、第15条の16、第16条の4第1項、第19条第1項、第19条の2、第19条の3及び第24条の4の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定し、賦課限度額を引き上げるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。